

令和3年9月定例会 経済委員会（事前）

令和3年9月6日（月）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時51分）

これより商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について（資料1）
- 飲食関連事業者一時支援金（第2期）の実施について（資料2）
- 「とくしま応援割」等の利用状況について（資料3）
- とくしまマラソンについて（資料4）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、説明資料に基づき、御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

商工労働観光部の令和3年度一般会計につきまして、補正額欄の最下段に記載のとおり7億149万3,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は777億5,853万7,000円となっております。

2 ページを御覧ください。

課別主要事項説明でございます。

まず、商工政策課から御説明いたします。

中小企業指導費の摘要欄①のア、小規模事業者経営力強化事業につきましては、県内企業の約9割を占め、本県の経済、雇用を支える小規模事業者のデジタル化の促進や生産性の向上などの取組を補助するための経費として3億3,300万円を計上しております。

また、物産貿易振興費の摘要欄①のア、県産品海外プロモーション拡大事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会が大きく減少している県産品の海外市場における新規商流の構築、拡大を図るための経費として2,000万円を計上しております。

続きまして、3 ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

金融対策費の摘要欄①のア、伴走支援型経営改善推進費補助金につきましては、長期化

する新型コロナウイルス感染症により、厳しい経営環境に直面している中小・小規模事業者の皆様に対し、金融機関による継続的な支援を促進するため新たな融資制度を創設するとともに、企業が負担する保証料を補助することにより、保証料ゼロの資金繰り支援を実施するための経費として9,000万円を計上しております。

4ページを御覧ください。

労働雇用戦略課でございます。

労政総務費の摘要欄①のア、とくしま協同労働サポート事業につきましては、多様な就労機会の創出や地域課題の解決を目的とし、令和4年10月1日から労働者協同組合法の施行が予定されていることから、制度内容の周知や制度の効果的な活用を促進するための経費として100万円を計上しております。

また、雇用促進費の摘要欄①のア、とくしま地域雇用再生プロジェクトにつきましては、県内企業の経営基盤の強化と雇用の再生を図るため、新たな事業展開や求職者のスキルアップなどを支援する経費として3,249万3,000円を計上しております。

次に、同欄のイ、徳島県オンライン採用活動支援事業につきましては、県内企業の採用活動において、効果的にオンラインを活用することにより人材確保を図るための経費として1,500万円を計上しております。

5ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

観光費の摘要欄①のア、とくしま観光関連事業者応援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている本県観光を支援するため、県内の旅行事業者、観光施設・体験事業者、土産物店が行う魅力向上による誘客促進や感染防止対策による安全・安心な環境整備などの取組に対し、補助を行うための経費として2億1,000万円を計上しております。

6ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

本年度の当初予算に計上しておりました渦の道の橋梁^{りょう}修繕工事につきましては、本州四国連絡高速道路株式会社が行う本工事とは別の工事との調整の結果、県の実施する工事の完了が次年度にずれ込むこととなったため1億3,310万8,000円の繰越しをお願いしております。

本工事につきましては、できる限り早期の完了に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

商工労働観光部において今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、この際、4点御報告させていただきます。

まず、お手元の資料1を御覧ください。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。

商工労働観光部におきましては、新型コロナウイルス感染症の国内発生以降、継続して県内企業への実態調査を実施しており、令和3年8月17日から27日までの間、商工団体、

県民局と連携し、幅広い業種を対象に今年度第2回目となる調査を実施いたしました。

今回の調査では、売上げの状況及び本年第4四半期以降の業況の見通し、また、現在直面している経営課題、課題解決に向け取り組んでいる対策、今後特に実施したい取組、県等行政機関に期待する施策について、御回答を頂いた247社の状況を取りまとめております。

まず、1の売上げの状況でございますが、全体では、調査対象の7月の実績から9月の見込みまでを通じて、半数程度の事業者が前年より売上げが減少しており、1割から2割の事業者が売上げが50パーセント以上減少との回答となっております。

業種別では、製造業においては一部、回復傾向が見られる一方、宿泊、観光、旅行、飲食、イベント業などの観光関連の事業者におきましては、感染拡大に伴いまして、8月、9月の売上げ減少を見込む事業者の割合が高くなっております。

また、今回の調査におきましては従業員規模別に集計しており、中段（2）の表では、従業員数が6人以上、製造業においては21人以上の事業者、下段（3）の表では、従業員数が5人以下、製造業においては20人以下の事業者の状況を取りまとめております。

両者を比較いたしますと、全体として、従業員数の少ない小規模な事業者におきましてはより厳しい経営状況に置かれており、観光関連事業者においては、従業員規模にかかわらず厳しい状況にあることが伺えるものとなっております。

次に、2ページを御覧ください。

2の業況の見通しの状況では、本年の第4四半期以降の業況の見通しを業種別、規模別に取りまとめております。

まず、（1）の10月から12月期の見通しでは、製造業では業況の持ち直しを見通す事業者が比較的多くみられるものの、観光関連事業者では業況が悪化するとの回答の割合が高く、小規模な事業者ほど見通しが悪いものとなっております。

また、（2）の2022年の見通しにつきましては、全体的に業況の持ち直しを見通す企業の割合が増えているものの、多くの事業者において慎重な判断となっており、業種別、規模別では、10月から12月期と同様に、観光関連事業者、従業員数の少ない事業者において、やや悪化、悪化すると見通す割合が高くなっております。

次に、3ページを御覧ください。

3の現在直面している課題といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により生じている現在の経営課題を取りまとめております。

従業員規模にかかわらず受注・来客の減少、営業機会の減少が上位の課題となっており、従業員数の少ない事業者ではそれに伴う経営資金の不足、6人以上等の事業者ではコロナ禍前から引き続く人手不足が第3位の課題となっております。

4の経営課題の解決に向けて取り組んでいる対策では、補助金・助成金等の活用に加え、新たな販路開拓・営業の強化、製造コストの削減について取り組まれている事業者の割合が高く、従業員数の多い事業者では、テレワークやオンライン会議の導入・強化やデジタル化・ITの活用に取り組んでいる事業者の割合が高くなっております。

4ページを御覧ください。

5の今後、特に実施したい取組につきましては、デジタル化・ITの活用や新規事業の立ち上げ・業態転換に加え、新型コロナウイルス感染症の収束後を想定した対面営業の強

化についての回答が多く、従業員数の多い事業者では、事業・生産・従業員規模の拡大が、また、従業員規模にかかわらず、事業承継への取組につきましても多くの回答がございました。

最後に、5ページを御覧ください。

6の県等の行政機関に期待する施策につきましては、コロナ禍における支援の充実や宿泊割引等、観光業の需要回復に向けた支援、また、コロナ収束後の将来の発展を見据えた施策など、様々なお声を頂いております。

これらの御意見につきまして、5ページから7ページにかけて業種別、従業員規模別に取りまとめておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

商工労働観光部におきましては、今回の調査を通じまして頂戴いたしました事業者の皆様方からの御意見、御要望をしっかりと受け止め、県内の中小・小規模事業者の皆様方の業と雇用を守るとともに、持続的発展につなげられるよう関係機関と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、資料2を御覧ください。

第2点目は、飲食関連事業者一時支援金、第2期の実施についてでございます。

まず、1の目的でございますが、現在、新型コロナウイルス感染症の第5波を受け、8月27日から9月12日までの期間、県内全域の飲食店の皆様に営業時間の短縮の御協力を頂いているところであり、この営業時間の短縮により経営に大きな影響を受ける飲食関連事業者の皆様方の事業継続を支援するため、第2期目の飲食関連事業者一時支援金を実施することといたしました。

2の制度概要でございますが、(1)の支給対象者につきましては、前回より売上げ減少要件を緩和し、本年8月又は9月の売上げが前年又は前々年同月比で30パーセント以上減少し、時短要請に協力いただいたガイドライン実践店ステッカー掲示の飲食店と継続的に直接、間接の取引のある事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者の皆様へと、支援の対象を拡大することとしております。

(2)の支給額は、前回と同様に1事業者当たり、法人は40万円、個人事業者は20万円を上限とし、前年又は前々年の8月と9月の売上額の合計から、飲食店の営業時間の短縮の影響を受けた、本年の8月又は9月のいずれかの売上額を2倍した額を差し引いた額を支給することといたします。

(3)の申請期間につきましては、時短要請の終了する9月12日以降、速やかに申請受付を開始したいと考えております。

最後に、3の事業費につきましては、危機管理調整費を活用させていただき、総額3億4,000万円を予定しております。

2ページを御覧ください。

令和3年4月、5月を対象期間として実施した、前回の一時支援金の実績でございます。

7月30日まで申請を受け付け、現在、全てのお支払が完了しており、合計で490件、1億1,980万8,000円の支給実績となっております。

業種別の支給実績につきましては表とグラフでまとめておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、資料3を御覧ください。

第3点目は、とくしま応援割等の利用状況についてでございます。

まず、1の（1）もっと！とくしま応援割につきましては、当初、令和3年3月1日から5月末までの実施を予定しておりましたが、とくしまアラートがステージⅢ相当へと引き上げられたことに伴い、去る4月25日から停止とさせていただいたところでございます。

期間中の申請件数は4万6,098人泊、利用金額は、宿泊助成が2億2,578万9,000円、周遊クーポンが2億1,178万2,000円となっております。

また、応援割の一時停止に伴い、4月21日から24日までに発生したキャンセル料につきまして、5,000円を上限に宿泊施設等へ支援することとし、859人泊分、309万8,000円をお支払いしております。

次に、（2）みんなで！とくしま応援割につきましては、現在、令和3年6月12日から12月末までを期間とし、実施しているところでありますが、再度のとくしまアラート、ステージⅢ相当の発動を受け、去る8月22日から一時停止しております。

これまでの申請件数は2万2,717人泊、利用金額は、宿泊及び日帰り旅行の助成が8,712万9,000円、周遊クーポンが5,492万3,000円となっております。

また、一時停止に伴い、8月18日から21日までの期間に発生したキャンセル料につきまして、これまでのところ154人泊分、49万8,000円をお支払いしております。

続きまして、2の宿泊施設向けPCRモニタリング定期検査についてでございますが、受付期間を令和3年6月7日から9月末までとし、これまでに65施設から742名の申込みがあり、延べ検査人数は2,089名となっております。

なお、みんなで！とくしま応援割につきましては、今後、とくしまアラートがステージⅡ以下へと引き下げられましたら、速やかに再開し、県内旅行需要の喚起を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料4を御覧ください。

第4点目は、とくしまマラソンについてでございます。

とくしまマラソン2021につきましては、新型コロナウイルス感染対策を取り巻く状況の変化から、本年3月28日に開催を予定しておりました実走マラソンは中止し、オンラインマラソンのみの開催とさせていただいたところでございます。

2021大会の収支決算につきましては、6月定例会におきまして収支決算見込みを御報告させていただきましたが、最下段に記載のとおり、最終的に1,740万198円の繰越額が、先般開催のとくしまマラソン実行委員会において承認され、確定しております。

この繰越額につきましては、次期会計年度の収入に繰り入れさせていただきます。

なお、現在、感染力の強いデルタ株が全国にまん延し、全国各地で感染が急拡大しており、県内においても感染者が急増し、初めてとくしまアラート・特定警戒を発動するなど、マラソンをはじめとする大規模スポーツイベントの開催については、一層難しい判断が求められている状況でございます。

こうした状況を踏まえ、先般、主催者間で協議を行い、次回大会の開催案について今回の実行委員会への提案を見送り、県内はじめ全国の感染状況やワクチン接種の状況、他大会の開催状況等を注視しながら慎重に検討を行い、改めて実行委員会総会を開催し、委員

の皆様にお諮りすることといたしました。

これに伴いまして、去る6月定例会におきましては、次回大会の開催方法及び必要な予算につきまして、本定例会においてお諮りすることとし御報告しておりましたが、実行委員会での御論議の後、改めてお諮りしたいと考えております。

報告事項は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

北島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

おはようございます。

小規模事業者経営力強化事業について、少しお伺ひいたします。

さっき、部長からいろいろ御報告がありましたが、県の商工会連合会でもいろんな調査をいたしました。

お話しのとおりで、約8割が非常に厳しいと、売上げ減少とかもなかなか大変だと。60パーセントが見通しが立たない、もうやっていけないというような状況であったと思います。

さっき、調査の結果の御報告があったのですが、そのことをうまく勘案してくれて、この小規模事業者経営力強化事業を提案されたのだと思います。それはそれで非常に有り難いことですが、もう少し詳しく説明していただいたほうがいいのかなと思います。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、小規模事業者経営力強化事業の概要についての御質問を頂きました。

まず、事業の目的でございますが、県はこれまで、業と雇用を何としても守り抜くという強い決意の下、有利な制度融資資金と融資連動型の給付金で事業者の資金繰りを支援いたしました。

また、感染防止への環境整備につきましては、業種別ガイドラインに基づいた新生活様式の導入に対しまして、補助率10分の10、最大100万円の助成金で支援してまいりました。

現下、ワクチン接種という明るい兆しが見えながらも、非常に感染力の強い変異株が日本中で猛威を振るっております。

なかなか経済回復への見通しが予断を許さない中、先ほども申した有利な利子補給を伴った資金繰りの分の返済が本格的に到来する時期を迎えており、事業者の持続的な経営の業務改善が急務と認識しております。

そこで、小規模事業者の皆様の新たな取組を御支援させていただくため、この度新たな補助制度を創設するための予算といたしまして3億3,300万円を提案しております。

この事業内容でございますけれども、ウイズコロナからアフターコロナを見据え、人々

の行動変容で大きく変わった経営環境に対応した新たな経営力向上計画を事業者の皆様に策定していただきまして、その計画に基づいた取組となるIT導入や生産性向上について、デジタル化促進枠と生産性向上枠というメニュー補助でもって、支援させていただきたいと考えております。

まず、デジタル化促進枠につきましては、電子決済やオンライン商談システムなどITシステムの導入により接触機会の低減を実現するとともに、データに基づきました経営改善につなげていただくため、補助率4分の3、補助の上限最大75万円で支援させていただきたいと考えております。

もう一つの生産性向上枠につきましては、生産性や収益力向上につなげるための販路開拓又は商品やサービスの開発につきましては、補助率3分の2、補助限度額最大37万5,000円で支援させていただきたいと考えております。

岡本委員

はい、分かりました。

デジタル庁が9月1日から創設をされたのですが、正直、小規模事業者というのはなかなかデジタル化は大変ですよ。そこはよく御理解いただいていると思うのですが、3億3,300万円の積算根拠とか、これからどういうふうに展開していくのかというのをもうちょっと言ってくれたほうがいいのか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、事業費の積算の内訳と、どのように県内に展開していくのかという御質問を頂きました。

本事業につきましては、コロナ禍の影響を大きく受けている対面型のサービス事業者をはじめとする人、資金、情報といった経営基盤が比較的十分とは言えない小規模事業者の経営改善を目的としております。

そこで予算額3億3,300万円でございますけれども、3億円を補助金といたしまして、残り3,300万円につきましては、委託事業費として見積もっております。

まず、事業者へのIT導入を支援するデジタル化推進枠につきましては、約270事業者分といたしまして、2億250万円を見積もっております。

もう一つの補助メニューでございます生産性向上枠につきましては、約260事業者分として9,750万円、合計530事業者を想定しております。

この事業におきまして、県内小規模事業者のデジタルシフト、また生産性向上への取組を通じ、事業の継続、更に成長へと御支援させていただきたいと考えております。

今、申した270事業者と260事業者につきましては、予算上の見積りでございます。今後事業の展開に当たりまして、事業者のニーズも十分聞かせていただきながら、両枠につきましては柔軟に対応できたらと思っております。

もう一つ、事業の実施の御質問でございます。

本事業を県下の小規模事業者の皆様に広く御活用いただくため、地域の身近な経営の支援機関となっている商工会、商工会議所をはじめとする商工関係団体と密接に連携させていただきまして、丁寧にそれぞれの事業者ごとのニーズに基づいて、事業を進めていくこ

とが何よりも肝要であると認識しております。

そこで、本予算をお認めいただきましたら、スピード感を持って県下一円にネットワークを有する商工団体に御協力いただきながら、事業者ニーズを踏まえた経営課題の解決に向け、課題の分析、事業改善計画の策定からその計画に基づいたITの導入、販路開拓、商品開発といった事業の改善のサイクルを伴走させていただきながら、支援させていただきたいと考えております。

現在、非常に厳しい経営環境でございますけれども、この事業で小規模事業者の事業の維持、継続、更に成長へとつなげてまいりたいと考えております。

岡本委員

双方の予算枠を柔軟にさせていただいたらいいなと思います。

それで、国の小規模事業者持続化補助金とこの事業はどう絡むのかな。もっと分かりやすく言うと、国の対象にならないところを補ってくれたら非常にいいんですけど、その辺はどうか。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、国の持続化補助金との違い、本事業の特色についての御質問を頂きました。

国からも昨年来、業と雇用を守る事業から新たな事業展開を促進する事業まで非常に幅広く事業施策が打ち出されております。

現在、提案させていただいている事業と国の小規模事業者持続化補助金につきましては、同じ小規模事業者に向けた新たな展開を支援する施策として重なっている部分はございます。ただ、先ほど岡本委員より頂いたように、国の事業は、事業者ニーズに対し十分と言えない部分がございます。その違いを打ち出して国の事業とも連携を図りながら、事業展開できたらということで提案させていただいております。

国の持続化補助金は、県から、また全国知事会を通じまして、より事業者ニーズに基づきました利便性を高めるため、政策提言を累次させていただいたことで、現在は通年募集となっておりますけれども、年3回と募集が限られていたことや、1回補助金を受けましたら次の補助金まで1年以上経過しないと次の事業展開のための補助が受けられないことであるとか、全国からこのコロナ禍の中でいろんな販路開拓であったり、業務改善の要望があるのですけれども、現在、全体のニーズを十分に吸い上げるだけの予算額が乏しいような状況でございます。

また、国は申請から採択まで数箇月を要することであるとか、地方の小規模事業者のニーズにスピーディーに対応できる体制とは言い難い状況になっております。

このため、県内事業者の皆様が取り組む経営計画をタイムリーに御支援させていただくため、国の持続化補助金をはじめとする様々な支援策を効果的に活用しながら、持続化補助金の対象外とされているタブレット端末、ウェブカメラなどについても事業投資計画上、必要性を十分審査させていただき、補助の対象とするなど事業者ニーズを踏まえ柔軟に対応し、県内小規模事業者の旬の投資をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

岡本委員

今、課長が言ったとおり国では難しいことがいっぱいあるのです。

だから、県の特色というか、まず簡単にしてほしいのと、さっき言った対象外とされているところもやっていただいたらすごく有り難いと思いますので、タイムリーにお願いして終わります。

須見委員

飲食関連事業者への一時支援金について、何点かお伺いいたしたいと思います。

先ほど部長より報告がありましたが、1回目の実績について業種別や経営別、個人、法人など、どのような割合になっているのかももう少し詳しく支給実績を教えてくださいたいと思います。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より一時支援金、第1期分の支給実績についての御質問を頂きました。

飲食関連事業者一時支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の第4波を受け、本年4月から5月にかけて本県初となる飲食店への営業時間短縮要請を実施したことに伴い、業界団体の皆様からのお声を踏まえ、4月に臨時の経済委員会を開催していただき、時短要請の影響を受ける関連事業者の支援制度として創設させていただきました。

本制度の対象事業者でございますけれども、時短要請に御協力いただいた飲食店と継続的に直接又は間接の取引がある県内に事業所を有する中小・小規模事業者であり、時短要請に伴う4月又は5月の売上高が前年又は前々年度同期比で50パーセント以上減少していること、また県のガイドライン実践店ステッカーの掲示など、感染防止対策に御協力を頂いていることを要件としており、支給額につきましては時短要請を実施した令和3年4月と5月の売上げ減少相当額の2か月分を支給するものでございまして、上限を法人40万円、個人事業者20万円として実施いたしました。

この一時支援金につきましては、7月30日までの申請を受け付けさせていただき、8月16日をもって最終の支払を完了しております。

先ほどの資料2の裏面でございますけれども、合計で490事業者、1億1,980万8,000円の支給実績となりました。

内訳でございますけれども、飲食店との取引事業者は製造事業者、卸小売事業者、サービス事業者、その他で合計318事業者に対しまして7,812万1,000円、タクシー事業者は88事業者2,492万6,000円、自動車運転代行事業者に対しましては84事業者1,676万1,000円となっております。

まず、経営形態である個人、法人の内訳について説明させていただきますと、全490件中、個人事業者が件数ベースで357件、全体の約73パーセントを占めております。支給額ベースで6,769万3,000円、こちらが約57パーセントを占めております。

法人でございますけれども、件数ベースで133件、約27パーセント、支給額ベースで5,211万5,000円、約43パーセントとなっております。

飲食店との取引事業者318件、支給総額7,812万1,000円の内訳でございますけれども、直接取引の事業者につきましては、件数ベースで133件、約42パーセント、支給額ベースで4,170万3,000円、約53パーセント、間接取引の事業者は件数ベースで185件、約58パーセント、支給額ベースで3,641万8,000円、約47パーセントとなっております。

いずれも申請の受付から10日以内で支払を完了しており、飲食店の時短の影響を受ける関連事業者の皆様にも速やかに一時支援金をお届けできたと考えております。

須見委員

今回、2回目の支給となる一時支援金については、1回目の予算額の5億6,100万円の残りの予算を活用するとの説明であったと思いますが、1回目の積算と実績にはかなりのかい離が生まれたように思っています。その理由についてと、そういうかい離が生まれたことに対する評価について教えていただきたいと思っております。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より、予算と実績とのかい離に対する評価についての御質問を頂きました。

本事業につきましては、4月28日、臨時で経済委員会を開催していただきまして、危機管理調整費5億6,100万円の予算をお認めいただきました。

最終的には、事務局の経費や広報費用を含めまして約1億6,000万円の事業費となっております。

予算の積算に当たりましては、他府県において先行して実施された時短要請に伴う同種の関連事業者支援事業を参考にさせていただき、経営基盤、資金力が十分でない中小・小規模事業者に対し、支援金がくまなく行き届きますよう十分な予算として、まずは見積りを起こし、予算を確保させていただきました。

事業の実施に当たりましては、事業者団体、例えば県タクシー協会の皆様、個人タクシー協会また県運転代行連合会の御協力も頂きながら、県庁では専用のホームページ、コールセンターの開設、また広く広報するために事業開始前には新聞広告、地元紙であったり、全国紙にも出させていただきました。

また、期間中の新聞の折り込み、また商工関係団体につきましては、地元にも密着し、事業者の事情がよく分かっているというところで、戸別訪問にも御協力を頂きました。さらに、商工団体の会報へのチラシの同封にも御協力いただきました。

7月に入りまして、いよいよ申請が終わる時期には、もう一度、新聞広告を実施させていただきました。

前回の時短営業の影響を受ける事業者の皆様にくまなく情報が行き渡るように、積極的かつ丁寧に事業の周知に努めさせていただき、一定の影響緩和に役立てていただけたものと考えております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響から県内事業者の業と雇用を守り抜き、地域経済の持続的な発展に向けた施策に取り組むとともに、今後打ち出していく施策の情報発信も丁寧にさせていただきまして、県内事業者を御支援していきたいと思っております。

須見委員

1回目の一時支援金が支払われてから今回、2回目の時短要請になったわけですが、飲食関連の事業者の皆様からは、飲食店への時短に対する協力金と同じような協力金を希望する声をよく聞きます。

ざっくり言いますと、支給金額が少ないとの声であったりとか、飲食関連事業者としてのくくりが大き過ぎるので業種や業態によって支援金が十分でないなどのお声を実際のところ多く聞いております。

国の一時支援金をベースにして制度設計をしていると認識しておりますが、徳島の飲食関連事業者からは金額が少ないとのお声であります。

県として、このような声に対してどのように考えているのか、率直にお答えいただきたいと思えます。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より、一時支援金の支給の単価についての御質問を頂きました。

第1期目の一時支援金の制度設計につきましては、本年4月23日、国内で3度目となる緊急事態宣言の発出に際しまして、国のほうで新型インフルエンザ等対策推進会議基本対処方針分科会の中で、変異株への置き換わり、またこれに伴う急速な日本全国への感染の拡大、その感染拡大の起点となるものが飲食の場というところがございました。営業時間の短縮を働き掛けるに当たりまして、厳しい影響を受ける方々への国の経済の支援策といったしまして、時短要請に応じた飲食店への協力金、また緊急事態宣言の影響により売上げが半減した事業者への一時支援金、この二つの制度が打ち出されました。

本県の一時支援金制度につきましては、この国が打ち出した制度をまずベースに考えさせていただきまして、他県での先行の実例なども参考に、個人事業者に対しましては基本の月額を10万円、法人事業者に対しましては20万円を上限額として支給させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の克服に向けては、官民一体となった感染防止対策を講じる中、感染拡大の基本となる3密の回避、不要不急の外出の自粛要請、イベント開催に係る制限、さらにこの度、本県でも2回目となった飲食店への営業時間の短縮など、感染対策と経済の両立を図りながら医療のひっ迫を回避するため、事業者の皆様には、その時々々のフェーズに応じた対策に御協力いただいております。今回の時短要請におきましても、非常に厳しい影響を受ける事業者の皆様への経済支援では、その協力の内容であったり経済的な影響の度合いであったり、他県の支援施策の内容、さらにどうしても新型コロナウイルス感染症対策には非常にばく大な予算が掛かりますので、その限りある予算などを総合的に検討させていただきたく上で、この度も同額と決定させていただいておりますので、何とぞ、御理解いただきたいと思いますと考えております。

須見委員

最後になりますが、今回、2期目の一時支援金は支給要件が緩和されており、売上げの減少幅を30パーセントとしていることは、より幅広い事業者への支援につながると思われ

ることから大いに賛成であります。

1期目の時のように予算と実績が大きくかい離することがないように、今回の2期目の一時支援金の事業の積算について、どのようにされたのか詳しく説明していただきたいと思えます。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より2期目の一時支援金の積算についての御質問を頂きました。

第2期の一時支援金につきましては、変異株が全国的に広がる中、飲食関連事業者の影響が長期に及んでいることから支給要件を緩和させていただきました。

具体的には、先ほど部長より説明がございましたように、支給対象につきましては、時短要請を行う本年8月又は9月の売上高が、前年又は前々年度同期比で30パーセント以上減少した県内事業者であって、時短要請に協力し、ガイドライン実践店ステッカー掲示の飲食店と継続的に直接、間接の取引のある事業者、またタクシー事業者及び自動車運転代行事業者を関連事業者として支援させていただきます。

支給額につきましては、前回と同様、売上げ減少相当額の2か月分を支給するものであり、前年又は前々年の8月、9月の売上げの合計から、令和3年8月、9月の売上げの2倍を差し引いた額を、法人40万円、個人事業主20万円を上限に支給いたします。

また、申請者御自身の事業所等において、県のガイドライン実践店ステッカーの掲示など、感染拡大防止に御協力を頂いていることも支給の要件とさせていただいております。

積算につきましては、本日も御報告させていただいた実態調査を参考に、支給要件を対前年比売上げが50パーセント以上とした場合の約1.5倍以上と想定し、また30パーセント以上とした他県の先進事例実績も踏まえまして、おおむね1,000件を見込んで補助金3億円を積算しております。残る4,000万円は事務委託料及び広報費として考えております。

支給金の今後のスケジュールでございますけれども、支給金の交付の申請受付は前回事業オンライン及び郵送を予定しており、関連事業者の皆様の経営を支えるため、これも前回事業10日以内の速やかな支給に努めてまいりたいと考えております。

変異株による第5波が全国で猛威を振るっているところでございますけれども、県内事業者の皆様には本一時支援金であったり、国の雇用調整助成金、又は月次支援金など支援策を効果的に御活用いただきますよう、今後しっかりと情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

須見委員

コロナ禍が長期化している中において、事業者は感染拡大対策を講じながら県の協力要請にも積極的に協力しまして、業と雇用を守るために踏ん張って頑張っておるところであります。

今回2期目の一時支援金では、売上げ要件緩和でより幅広い事業者への支援につながり事業継続が支援されると思っておりますが、やはり依然として、もう店を閉めようかであるとか、今回はちょっと耐えられないのではないかみたいな声が多く聞こえてくるのも現実でございます。

先ほど答弁にもあったように、事業者の業況回復を後押しすることが目的の一つである

のならば、もう1歩踏み込んで支給金額を上乗せするであるとか、経営別で言うと個人が73パーセント、法人が27パーセントと、個人の事業者がかなり多いという中においては、個人の支給金額を上乗せするであるとか、徳島県の実情に合わせた一時支援金の検討をしっかりとしていただきたいと要望しておきます。

また、支給要件が緩和されたことが丁寧に発信されて、前回の要件が50パーセント減少だったので今回もと誤解して申請しない事業者が出てこないように、丁寧な情報発信をしてもらいますとともに、何回も言われているように1期目は10日以内に支払が完了しているので、2期目もそれと同様の迅速な支払に努めていただきたいと要望して、質問を終わりたいと思います。

増富委員

飲食関連事業者一時支援金は非常に有り難いものだと思うのですが、1点だけ聞きたいのです。自動車運転代行業者が84業者と非常に少ない気がするんですが、これはどういうことなんでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま、自動車運転代行事業者の件数が少ないのではないかと御質問を頂きました。

当初4月の臨時の委員会で、見積もる段階では130弱あったので、130事業者で見積もらせていただきました。

ただ、実際にこの申請受付をした結果として84ですので、もしかしたら減少幅が50パーセントまでいっていない、若しくは経営者、事業主に対しまして今回の一時支援金は支給させていただいていますので、ほかに収入の道がございましたら、ほかの分と合算した結果、売上げが50パーセントまで落ちていないとか、それぞれの運転代行事業者の皆様の経営の中身によっては、示させていただいた支給要件に満たないのかなと判断しております。

増富委員

ということは、個人の業者が、本来の仕事以外で代行運転もしているということで申告されていないとか、そういうことなんでしょうか。

出口商工政策課長

経営の中身にまで踏み込んだ様式にはなってございませんので、その理由というのは、今の私の持っているデータだけでは十分分析できていません。

増富委員

僕のところにも運転代行事業者からいろいろと相談が来るのですが、この20万円が余り役に立たないと言われている方もいるのです。もらえないことを考えたら非常に有り難いことなんでしょうが、例えば、1台だけでやっている業者、それから2台、3台でやっている業者とかがあって、結局は1業者1個人に20万円ですから、これが2台、3台になって

も、20万円が40万円、60万円になることはないということですね。

出口商工政策課長

現在、制度設計している一時支援金につきましては、飽くまでも個人事業主向けと法人事業主向けでございまして、タクシーについても同じで、台数が非常に多いところもございまして、1台というところもございましてけれども、今のところは国の月次支援金、当時の一時支援金をベースに考えておりましたので、台数により増えるという制度設計にはなっておりません。

増富委員

当然、厳しいというのは分かるんですが、今後、第6波、第7波ということがあるかも分からないので、今後ともこういう拾えないところも慎重に考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

それと、もう1点、とくしまマラソンについてお伺いしたいんですが、次回大会について8月の実行委員会での開催案の提案を見送ったことについて、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

岩野にぎわいづくり課長

増富委員から、先ほど部長から説明申し上げました、とくしまマラソンの次回大会の開催提案の見送りについての御質問を頂いております。

次回大会につきましては、コロナ禍での安全・安心な大会運営につき、これまでの間、大会規模や運営方法の見直しによる密の回避、各場面ごとの具体的な感染防止策など様々な方面から検討を進めてきたところでございます。

しかしながら現在、新型コロナウイルス変異株であるデルタ株によりまして、全国の多くの地域で爆発的な感染拡大が進行し、新型コロナウイルスをめぐる状況はこれまでにない局面を迎えていると認識しているところでございます。

感染力が強く重症化しやすいデルタ株につきましては、従来どおりの対策では感染抑制が難しいとの指摘もございまして、新たな感染対策が必要となることも想定されているところでございます。

一方で、これら感染防止対策の上で指針となります日本陸連が作成しておりますガイドラインにつきましては、デルタ株の確認以降改定がなされていない状況でございまして、また、他のマラソン大会についても開催されておらず、実大会での感染対策の検証も十分とは言えない状況ではないかと考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、先般、主催者間で協議を行いまして、実効性のある感染対策やそれに見合う予算規模につきましては、不確定要素の多い中、実行委員会総会を開催いたしまして、委員の皆様判断を求めるとは適切ではなく、また、県民の皆様からの理解もなかなか得られにくいのではないかと判断し、8月の実行委員会での開催案の提案は一旦見送らせていただきました。次回大会につきましては、ワクチン接種の状況や他大会の開催状況、県内はじめ全国の感染状況など、今後の状況を見極めつつ、慎重に検討を進め、新たに御審議いただくこととしております。

なお、これを受けまして、とくしまマラソン実行委員会の県の負担金につきましても、9月定例会での補正予算の提案を見送らせていただいたところでございます。

増富委員

感染対策の上で指針となる日本陸連が策定するガイダンスが出れば、もっと早く対応できるのかなと思うんですが、確かに今感染が拡大している状況下であり、例年どおりであれば、とくしまマラソンは3月開催なのですが、現時点で開催の可否について判断することは非常に難しいというのはよく分かりました。

他の大会等の状況を見ながら判断するという事なんですが、先日は北海道で東京オリンピックも開催されました。規模は違いますが、例えばプロ野球とかプロサッカーの試合は、屋外で人数制限はあるものの開催されている。プロゴルフの大会は、ほとんど無観客でやっているということなんですが、現在、マラソンに特化した全国での大会の開催状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

岩野にぎわいづくり課長

ただいま増富委員から、他のマラソン大会の状況について御質問がございました。

他のマラソン大会の状況についてでございますが、気候の関係から全国的に10月以降、主要な大会が開催されることになっておりまして、既に募集を終了し、開催に向け準備が進められている大会がある一方で、都市部を中心に既に中止を決定した大会も出てきている状況でございます。

また、既に参加者を募集し、開催予定の大会におきましても、新型コロナウイルスの感染状況の拡大を受けまして、医療スタッフやボランティアスタッフの募集期間が延長されるなど、スタッフ確保に苦慮されている様子の大会も幾つか見られている状況でございます。

特に、東京マラソンや金沢マラソンなど10月開催予定の大会の開催状況につきましては、特別に注視して今後の検討に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

増富委員

ただいまの答弁の中で、現在は開催それから中止と判断がまちまちになっておるといった状況は分かったのですが、とくしまマラソンは、実行委員会を開催し、判断しなければならない最終のラインはいつになるのでしょうか。

岩野にぎわいづくり課長

増富委員から、仮に3月開催を見越した場合、いつぐらいに実行委員会を開催して、最終判断しなければいけないのかという御質問を頂いております。

例年どおりの来年春の開催時期を想定いたしますと、開催準備やランナーの募集の期間といった運営の都合上、また、当然ながら県の負担金につきましても、11月定例会での補正予算の提案を念頭におきますと、秋頃を目途に遅くとも11月には実行委員会を開催いたしまして、御判断いただく必要があると考えているところでございます。

開催決定時に支障なく開催に向けて対応できますよう関係者とも連携しながらしっかり

検討を進めてまいりたいと考えております。

増富委員

ゼロコロナにはならないと思うのですが、いろんな対策をして、是非とも徳島県のためにとくしまマラソンを開催していただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

仁木委員

まずは、とくしまマラソンの収支決算で確認させていただきたいことがございます。

収入の部の項目の補助金のところにおいては、県の補助金を見込んでの部分だったと思うんですけども、私は前回経済委員会に入っていませんでしたので、予算化されていてこの差引きになっているのかどうかを教えてください。

岩野にぎわいづくり課長

仁木委員から、本日報告させていただきました、とくしまマラソンの収支決算について、御質問いただいております。

補助金、負担金の項目1億1,600万円につきましては、9月定例会におきまして予算をお認めいただきまして、また実行委員会のほうでも予算として諮っております、徳島県、徳島市、徳島新聞社の負担金を合算した額が1億1,600万円となっております。

仁木委員

そうしましたら、こちらは減額されるということで、また後の議会で補正予算で計上されるという格好でしょうか。

岩野にぎわいづくり課長

こちらの予算につきましては、前年度の2月補正予算で全て落とさせていただいております。

仁木委員

分かりました。

続きまして、資料1の3ページの現在直面している課題を見てみましたら、やはり受注・来客の減少、営業の機会の減少というところが目立ちます。

その次が人手不足もありますが、下のほうに資金不足というところがございます。

この1番、2番とかの部分においては、アフターコロナの見通しがついて、人流が元に戻っていけば、回復を見込んでいけるのではないかと思いますけれども、この3番の人手不足と資金不足というのは、アフターコロナになってもどうなっていくのか不安になると思います。

今回の議案の中には、新しい融資枠ということで、伴走支援型経営改善推進費補助金というのがございます。こちらは国のメニューで、国の予算でしていく格好だと思うのですが、報道で見たところ、こういった資金の融資の関係の予算が、国において繰り越

しされていたという現状がございました。

積算はきちんとやっているのですが、繰り越しされる、使っていないという現状は、業況がいいからではないと思います。

与信判断をするときは与信の枠が、ここでは全体枠がございましたから、与信枠を超えての融資は、保証協会も認めていかないと思います。

今回の新しい部分については、新たな与信枠として見ていただける事業なのかどうか確認させていただきます。

宮内企業支援課長

今、仁木委員から、今回御提案させていただいております伴走支援型経営改善資金につきまして、新たな与信枠に基づくものかという御質問を頂きました。

こちらの事業につきましても、いわゆる経営安定対策資金というようなこれまでのゼロゼロ資金等で対象とさせていただいておりますのでございます。

仁木委員

今、御答弁いただいたように新たなものではないということで、追加のメニューだけであるというところですよ。

ですから、借りる側、債務者側、申込者側からしたら、新たに張り付いたところは追加でというものではないということなのですけども、こういった形で施策を打っていくことは国も含めて大事なのですが、前回の委員会から私も申し上げておりますように、融資を受けた方がその後どうなっていくかというところが非常に大事になってくると思っております。

このアンケートを見た中で、資金不足で悩んでいる方がいらっしゃると思いますけれども、このアンケート結果に基づいて今後どのような施策また方針を打ち出していくか、現状で何か思われることがあったらお教えてください。

宮内企業支援課長

仁木委員から、今後に向けた取組についての御質問を頂きました。

まず、この伴走支援型経営改善資金につきましては、国が今回新たな制度として設計しておりまして、各企業におきまして、コロナ禍を乗り越えるための経営行動計画書を作成した上で、金融機関が継続的な伴走支援を実施するという点が特徴となっております。

その点で継続的なフォローアップを金融機関により実施するという特徴がございます。

また、先ほど、別枠ではないという御説明をさせていただきましたが、ゼロゼロ資金のように今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、通常の信用保証とは別枠ですが、与信枠は同じということがございます。

仁木委員

今後という部分には触れられなかった答弁でございますから、今後はまだ考えられていないのだと思いますが、これは早急に考えていかなければいけない課題だと思います。何回も私は委員会で続けて申し上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひし

たいと思います。

最後に、意見だけ申し添えたいと思います。

飲食関連事業者一時支援金ですけれども、お二人の委員からございました意見は、全くその通りだと思っております。

運転代行事業者さんにおいても、1台でされている方と、5台、10台持たれている方がいらっしゃると思います。

一方で飲食店の時短協力金は、一つの事業者において1申請ではございません。これは飲食店の営業許可を頂いておる店舗ごとでの申請となっております。この細やかな部分ができているにもかかわらず、こちらの飲食関連事業者の一時支援金の部分においては1事業主や1法人という格好になっております。

個人事業主の中でも確定申告書を見たら従業員数を書いている場合もあるわけですし、なぜこの2回目のときまでに調整とか協議をしていなかったのかと、私は思います。この点は与野党問わず多くの委員の意見です。

ですから、この部分については今後の課題として改善を検討していただきたいと、意見として申し添えたいと思います。

北島委員長

午食のため、休憩いたします。(11時58分)

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時04分)

質疑をどうぞ。

岩野にぎわいづくり課長

午前中、仁木委員の質問に対しまして一部答弁の誤りがございましたので、貴重なお時間を頂きましてすみません。この場で訂正させていただければと思っております。

仁木委員から、今回、御報告いたしました収支決算に係る徳島県の負担金につきまして、今後予算等で出てくるのかという問いに対しまして、私が2月補正予算で減額したという答弁をさせていただいたところでございますが、とくしまマラソン2021につきましては、本年の2月3日のとくしまマラソン実行委員会におきまして実走マラソンの中止を決定したところでございます。

こういった状況もございまして、2月補正予算での提案に間に合っておらず、9月補正予算でお認めいただいた県の負担金9,600万円につきましては、県の歳出決算におきまして、不用として処理させていただいております。申し訳ございませんでした。

扶川委員

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長が専門家の会議で、将来、接種の完了やPCR検査の陰性証明を条件に県境を越える旅行や全国的な大規模イベントを容認すると、そういう方向が出ています。

私は、むやみやたらと人が集まること自体を敵視してもしようがないと思っておりますの

で、飲食店に対してもそうですけれど、きちっと検査をすることが大事で、これまでの日本の感染症対策は検査を余りにも軽視してきたと思っています。

だから、例えば飲食店に対しても、ずっとこれまでワクチンの接種証明と抗原定性検査を組み合わせれば安心して利用できるじゃないかと言ってまいりました。その方向が今回の専門家会議、国の会議では時期尚早と言われたそうですけれど、徳島は四国の中でもまん延防止等重点措置の対象区域に掛かっていないから、夜7時まで酒が飲めるのです。

酒を飲んでもいいという方向性を緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域で出すのは時期尚早なのかも分かりませんが、徳島では夜7時までに飲めば新型コロナウイルス感染症にかからないというわけではないのだからやるべきです。

尾身会長は、そういうやり方は有効だと公式に認めたわけですから、前から私が申し上げているような対策をやるべきだと思う。その流れの中で、このマラソンについても、ただやめてしまえばいいということじゃなくて、本当に感染予防がちゃんとできるのならやるべきだと思います。意見として申し上げておきたいと思います。

それで運転代行業者の話ですが、須見委員、増富委員、仁木委員、お三方から言われた意見と全く同じような意見を運転代行業の関係者から頂いております。

警察に登録するものですから警察関係に聞きますと、県下に代行業者は118業者あって、保有台数は218台であるということを知っております。法人が3社、個人が115社です。圧倒的多数は1台だけの運転代行業者と聞いておりますけれども、内訳とかが分かっているならば教えていただけませんか。何台保有している会社は何社あるか教えてください。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、県内運転代行業者の業者数と保有台数についての御質問がございました。

今のところ把握している事業者は、県警のホームページにも載っていますけれども、8月時点で県下全体で118事業者ございまして、保有台数は先ほどおっしゃった218台というところまでです。

扶川委員

この問題は、皆さんが問題提起されたように、保有台数1台の事業者は17日間の休みのうちに1日1万円当たり17万円だから、20万円出してもらえばある程度の損失は補填できるのだけれど、業者に聞きますと1台当たり2万円ぐらいは売上げを上げないと普通はやっていけないと。だから保有台数が2台3台4台という業者が、苦しんでいるのです。

その業者に対してどう支援するかということをもっと緻密に制度設計するべきなのです。国のレベルでやっているからいいなんて話じゃないです。

だから、県警にお願いして、商工労働観光部から求めたらいつでもどの業者が何台ということを知るという了解を私は取っているのです。どうして調べてくれないのですか。

保有台数1台の業者が118のうちどれだけある、2台がどれだけある、そしてそれぞれの業者の名前まで出すのは差し支えがあると思いますが、それぞれ台数に応じて見た場合に、どのようなところが今回の制度に手を挙げて対象となったかということ进行分析してい

ただきたいのです。

増富委員もおっしゃいましたけれど、実は、受け取れない業者の中には収入を証明することができない業者が相当数あると。はっきり言えば、税金の申告ができていないという声も運転代行事業者の方から聞きました。

この機会に、それじゃ駄目じゃないかと、ちゃんと税金の申告をしようと、業界の健全化を図る意味からも、制度の中で税金の申告をちゃんとしているかどうか、そして、その売上げに応じて、飲食店の場合と同じような制度設計をすればよかったです。業界の健全化にもつながるし、合理的な補助金の在り方ということになると思います。

今後、そこは是非改めてもらいたいと私からも申し上げておきますが、少なくとも数字を整理してください。それはどうですか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、一時支援金が個人と法人の2段階でありまして、協力金みたいな保有台数に応じて、台数は複数であるところが影響が大きいだろうというところで、見直しについての御意見がございました。

繰り返しにはなるのですけれども、国の制度設計に基づいて限られた予算の中で、他県の支援内容も勘案させていただきまして、その影響の度合いも、私も代行事業者から何度となく聞かせていただいています。

ただ、今回コロナ禍で非常に感染力の強い変異株になりまして、徳島のみならず全国的に大都市圏を中心に、時短要請であるとか、従来からの不要不急の外出の自粛要請といったかなり厳しい措置がございます。

今回2度目の飲食店への時短要請になったわけでございますけれども、コロナ禍がもう2年目にわたる長期に及んでおりまして、直接的、間接的に飲食店の時短要請で影響を受けているのは運転代行事業者のみならず、今回助成対象とさせていただいていますタクシー事業者もそうですし、その他、直接、間接で飲食店へ、資材、物品を納入している事業者にも経営規模の大小はあろうかと思えます。

その中で、国の制度設計をベースに考えた上での個人と法人というところで、飲食店への協力金につきましては、地方創生臨時交付金の中に特別に協力金枠というものがございまして、8割が国からの充当というところで、これも十分でないという大規模な飲食店もあると思います。

その財源の中で御支援させていただいているというところで、我がほうの一時支援金というのは、地方のいろんなニーズに基づいた経済対策に使える、使途の制限がない交付金として交付されております。

その中で、コロナ禍を勝ち抜いて新たな収入源となるような販路の開拓であったり、事業の転換であったりというような、いつこういうコロナ禍が将来にわたってまた来ても、事業が厳しくなるのはなるのですけれども、いろんな収入源を多方面に持っている、企業変革力と国は言っていますけれども、事業環境の変化に即応できるような経営体に転換していただきたいということで、小規模事業者経営力強化事業で3億3,300万円を今回予算を審議させていただいていますし、国のほうも今年度の分につきましては事業転換補助金であったり、いろんな事業を再構築、経営改善するようなインセンティブを働かせていると

というのが1点ございます。

また、今回のデルタ株が日本全国に非常に強烈な、厳しい経営環境に及んでいるというところで、地方ごとに業種別であったり、支援内容について濃淡が出るのは余り好ましくないということで、累次、国に対しまして月次支援金の拡充であるとか、弾力的な運用であるとか、また、今年の前半に終わりましたが、全国一律法人200万円、個人100万円という持続化給付金の再開であったり、小規模な事業者としてテナントで入っているところにつきましては家賃支援給付金の再開であったり、いろんな事業継続への支援についても国が責任を持って全国一律に、公平にやっていただきたいという要望を提言させていただいております。

また、地方創生臨時交付金につきましては、県にも来ていますし、市町村にも行ってございまして、県下の市町村も足元の事業者の業の継続であったり、今後の経営改善に努力してもらおう事業者への業の転換の補助金であったり、また、売上げ減少幅を一定支援する給付金又は消費喚起を行うプレミアム商品券とか、それぞれ地方、市町村で独自の支援策を講じていると認識しております。

いずれにしても、国の施策と県の今回の一時支援金、又は市町村のいろんな給付金、補助金などをパッケージで今回、時短の影響を受ける事業者の皆様にはできるだけ幅広く丁寧に情報発信をすることによって、今回の時短の期間を何とか乗り越えていただきたいと考えております。

扶川委員

丁寧な御答弁を頂いたようですけれど、それだけ言われると焦点がはっきりしなくなってしまう。

一言で言えばパッケージでやっているのだから、ここだけ見ないでくれという話でしょう。飲食店は飲食する人たちがやって来て飲んで帰るわけで、規制がされて7時までということになると食べていけないからということなのですよね。

運転代行業者だって、ほぼ100パーセント飲食店で酒を飲む人が利用するのです。他の業種と違います。タクシーは空港にだって行くし、食材だって別に飲食店だけに入れてあるわけではなくて、ファミリーレストランでもどこでも入れています。

運転代行業というものは、飲食店の営業と表裏一体なのです。酒を飲む時間を規制したり厳しい対応をするのであれば、運転代行業者にも同じような手当てをすべきだというのは当然だと思います。

他の業種もいっぱいあるから運転代行業者だけに力を入れないなんて言うのだったら、飲食店だけ力を入れるのはおかしい、答弁になっていないと私は思います。

だからもう少し皆さんから出されている意見を真摯に受け止めていただいて、制度設計をしていただきたいと思います。

それと何度も言いますが、感染防止が目的なので、7時まで酒を飲ませていたのでは感染防止になっていないです。

だから、ちゃんと検査をするなり、ワクチン証明を出すなり、それに対して県が補助金を出すような制度を作ることこそ本当の対策になると私は思います。

徳島みたいに、緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も適用されていない地域でこそ

れをしっかりとやれば、もっと抑え込めると思います。明らかにそれができると思います。

今どんどん若い子が感染していますけれど、中国からウイルスが日本にもやって来て、大都市から地方にやって来て、それからいろんなところを経て家庭に入ってくるでしょう。家庭から発生したのではないのです。

佐賀かどこかで、家庭に持ち込まれた経路を調べたところがあるのです。やっぱり、飲食の場、会社なんかの働く場、そういうところで感染しているのが多いという結果が出ています。そこを断たなければ駄目ですということをもう1回意見として強く申し上げて終わります。

古川副委員長

今回の提出議案の関係で何点かお聞きします。

まず、補正予算の関係ですけれども、県産品の海外プロモーション拡大事業については、資料を見ると地域商社を通じての海外市場へのテストマーケティング、これはどういうことをするのか具体的に教えてほしいのと、あとオンライン商談会もどういうふうに、どういうことをするのか、誰がするのか、地域商社がするのか、事業者、海外バイヤーをどうやって選定するのかとか、あと伴走型フォローアップ、これもどのような感じでという、このあたりをまず教えてもらえますか。

出口商工政策課長

ただいま古川副委員長より、県産品海外プロモーション拡大事業についての御質問がございました。

まず、事業の目的でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって非常に厳しい経営環境が長期化している製造事業者の新たな販路開拓による収益力の強化を図るため、海外市場における新規の商流の構築又は拡大に取り組む県内の製造事業者を支援いたします。

この中でまず、9月補正予算案の参考資料の海外市場でのプロモーション事業につきましては、緊急事態宣言に伴い不要不急の外出や移動の自粛要請で、特に都市圏においては酒類の提供禁止という非常に厳しいことで売上げが実際に非常に落ち込んでいると、県内の地酒製造事業者からのお声を頂いております。

また、不要不急の外出自粛要請で伝統工芸品なんかも非常に売上げが落ちているというお声を頂いております。県内に地域商社が複数ございますので、そのネットワークであるとか、これまでの商流を活用、御協力いただきながら、まずは海外へその商品を持って行って手に取って見ていただきます。

県産品の商談会でございますけれども、今、海外への渡航の制限が掛かっている中で、オンライン、ウェブ会議がかなり普及、定着してきております。

先ほどの地域商社の人的ネットワーク、台湾であったり、シンガポールであったり、ロシアであったり、欧米、それぞれ地域商社の強みがございますので、そのターゲット地のバイヤーに対しまして、こちらの製造事業者の方がリモート、オンラインでもって自分の商品の強みとかを訴求していただきます。その中で気に入っていただいた分につきましては、今後の販路として確固たるものにつなげていくために売買契約を結んでいって、さ

らに次年度、次の年度と、この商流の構築を確固たるものに伴走型のフォローアップでつなげてまいりたいというものでございます。

それで9月補正予算として2,000万円、1エリア当たり大体500万円で4方面に売り込んでいけたらと考えております。

古川副委員長

一つずつ聞きますけれど、まず海外市場でのプロモーションというのは、地域商社が地酒とか工芸品を選んで海外の4地域へ持って行って、海外のこういった企業へどのようにしてアプローチを掛けようとしているのですか。

出口商工政策課長

まずは、今まで商流がございませすスーパーマーケットのバイヤーや、百貨店のバイヤーであったり、現地において国内、エリア内でECサイトに出店しているバイヤーであったり、今までの地域商社の商流ネットワークを活用して一番、地酒とかが受けるであろう地域、またそのバイヤーに対して訴求していただきたらと思っております。

古川副委員長

だいぶ分かってきましたけれど、今まで地域商社が取り扱っていた地酒とか伝統工芸品を持って行くということによろしいのですか。そして、つながっているところにテストマーケティングを掛けると。4地域というのは具体的にはどういう地域になるのですか。

出口商工政策課長

ただいま古川副委員長より、地域と持って行く県産品についての御質問がございました。

まず、地域につきましては、ロシア、中国、最近非常に急成長しているベトナム、あとは台湾、シンガポール、地域商社と今までに取引のあるバイヤーと、今までも県産品が一次産品から始まって二次産品も商流があって、日本製に慣れている地域を選ばせていただいております。

県産品につきましては先ほど説明させていただきましたように、コロナ禍によって大都市圏では酒類の提供禁止がございまして、地酒製造業者におきましては、阿波山田錦の原材料がなかなか仕込めていなくて蔵の中に残っているとお声であるとか、あとは製造のタンクの中にまだ瓶詰めもできていなくて、都市圏では酒類が止まっていますので、国内販路も非常に厳しいというお声を頂いています。海外市場につきましてはジェトロのほうにも確認したら、日本よりも若干ワクチン接種が進んでいっております、今申したようなエリアだったら商機は十分にあるだろうと聞いております。

そこで地域商社、又は県産品で非常に傷んでいる事業者からの提案を頂きまして、審査会を経て、これだったら今後の商流構築につながることを目利きしていただきまして、実施してまいりたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。じゃあ審査会を開いて事業者の提案によって、そこから選んで持って行くということですね。

あと2番目のオンライン商談会というのがよく分からなかったのだけれど、これは事業者が実施するのに補助するのではなくて、こちらで主催した商談会に来てもらって直接売り込んでもらいたいな。

出口商工政策課長

オンライン商談といますのは、物品を船便であるとか空路で向こうのバイヤーまでお届けするのですけれども、それを手に取って見るだけでは、他県の産品とどこが違うかというような特長が十分説明できないので、今は渡航は制限されていますのでウェブでこちらの、例えば地酒製造事業者が向こうのバイヤーに直接売り込んでいただく商談会を開催したいと考えております。

古川副委員長

ということは上の事業とつながっているということですか。上の企業が持って行ったところのことですね。それで分かりました。

伴走型フォローアップもどのようにフォローアップするのかがイメージとしてよく分からなかったのですけれど、どんなフォローアップをするのですか。

出口商工政策課長

例えば、初めて海外に輸出されるような事業者もありますし、今までやっている事業者もありますので、最初、輸出のお手伝いであったり、あとは売買契約であったり、向こうでバイヤーとの商談会の中でこういうふうなものに商品を改良できないのかと言ったら、そういう商品に改良するお手伝いであるとか、リモート商談会で向こうから返ってきた御要望に応じて、ハンズオンで専門家が事業者にコミットして、正に伴走型で御支援させていただけたらと考えております。

古川副委員長

分かりました。今回地酒とか工芸品を選んだ理由は今の説明の中でありました。

また、海外に目を向けたのは国内が今こういう状況で厳しいので、取りあえず海外に目を付けたというような説明だったと思いますけれども、こういう事業をやるのはいいと思います。地域商社に任せきりではなくて、しっかりとやり取りしながらきめ細かくやっていくことが大事だと思いますので、気を付けてやってほしいと思います。

あと、とくしま協同労働サポート事業は、労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行されるということで、周知とセミナー等を開催するのと相談窓口、専門家の派遣というようなメニューかなと思っていますが、労働者協同組合法ができて、NPOに代わってまた新たな選択肢が増えて、しっかりと県内でもやっていくというのは確かに大事だなと思っていますので、相談窓口をどこにどんなふうにやるのかとか、専門家派遣もどういう人をどういうふうに派遣するのかとか、もう少し細かく教えてもらえますか。

脇田労働雇用戦略課長

ただいま古川副委員長から、とくしま協同労働サポート事業について御質問がございました。

まず相談窓口の設置でございますが、具体的には日本労働者協同組合、いわゆるワーカーズコープという、今まで協同労働に積極的に取り組まれております団体等がございますので、そういうところに相談窓口として支援していただくことも考えております。

それから専門家派遣についてでございますけれども、労働者協同組合法に対するワーカーズコープ等の専門家の方々が、これから団体を設置したいとか、NPO等他の団体から変わりたいと考えている団体の事業者、個人の方に対しての相談窓口として支援していただくというふうに考えております。

古川副委員長

これまでこういう取組を進めてきたところ、精通しているところとしっかり連携してやっていくのがいいと思いますけれど、最初どこと言ったのかちょっと聞き取りにくかったので、もう1回教えてもらえますか。

脇田労働雇用戦略課長

ワーカーズコープというところが全国組織で協同労働について積極的に取り組んでおまして、徳島でもこれまでもキックオフ集会でありますとか、事前説明会ですとか、いろいろと県と一緒にやって取り組んでいただいているところでございます。

古川副委員長

冒頭も言いましたけれど、こういった形態の労働の場を作っていくというのは、多様な選択肢ができるということで良いと思いますので、ワーカーズコープさんですかね、今までの状況とかもしっかり聞いて進めていってほしいと要望しておきます。

あともう1点は、補正予算のとくしま観光関連事業者応援事業です。これは観光促進魅力アップ、感染防止対策も含まれていて、結構幅広い感じもするのですが、取組例が三つぐらい、観光コンテンツの開発とかDXの導入、あとは感染防止も入っているのですが、これは具体的な声が挙がっているんですか。

利穂観光政策課長

ただいま古川副委員長から、とくしま観光関連事業者応援事業についての御要望とございますか、意見があるのかという御質問でございます。

今まで地域観光事業支援ということで、国の補助金を使って宿泊事業者の皆様に対する支援事業があったのですが、幅広く観光関連事業者の皆様へ支援するのはなかったということで、裾野の広い観光産業でございますので、今回そちらのほうを支援させていただきたいと提案させていただいております。

古川副委員長

ということは、宿泊事業者以外のところからも声が挙がってきたのかなという感じがし

ております。感染防止対策というのは足元のことなので、結構みんないろいろあるのかなと思うけれど、誘客促進魅力アップでコンテンツ開発とかDX導入、このあたりはどうなのだろうなという気もします。宿泊事業者の今までの実績の中だったらこの部分はかなり出てきているのですか。

利穂観光政策課長

ただいま古川副委員長から、宿泊事業者の今までの実績ということで御質問を頂きました。

宿泊事業者のほうは8月1日から受付をしております、現在2件ほどの申請がございます。感染対策とか、いわゆる前向き投資ということで2件合わせて約1,250万円という申請を頂いているところです。

古川副委員長

分かりました。2億1,000万円確保するのですよね。上限が750万円だから30件ぐらい見込んでいるのですか。今、宿泊事業者は2件ということなので、これはしっかり売り込んでやっていかないと、またたくさん余るよ。感染防止対策ばかりになりそうな気もするし、どう見込んでこの2億1,000万円を積んだのかがよく分からないのですけれど、しっかりした取組をしていかないと、これだけ予算は確保していますのポーズだけではなく、実際に使ってもらって進めていかなければいけないので、このあたりの工夫というか、どのようにしようかというのはあるのですか。

利穂観光政策課長

ただいま古川副委員長から、今度のとくしま観光関連事業者応援事業につきましての周知ということで、御質問を頂きました。

確かにこちらのほうからこういう事業があるということで、とくしま周遊クーポンの登録をされている事業者でありますとか、当然旅行者の方ですね、旅行業法登録、県知事登録もございますので、その辺に関しまして通知させていただきましますとともに、県のホームページとかその他いろいろな方法で周知していきたいと考えております。

古川副委員長

事前委員会なので、また詳しくは付託委員会で聞かせてもらおうかなと思います。全般的にいろいろ新型コロナウイルス感染症の関係で予算も増えて、やらなければいけないことも多いので大変だと思いますけれど、やるからにはきめ細かく、関係先とも連携しながらしっかりと取り組んでいってほしいとお願いしておきたいと思います。

あと最後にもう1点だけ、繰越しの関係で、当初の事業内容を把握していなかったのですけれど、渦の道の工事は具体的にどんな工事をしているか教えてもらえますか。

岩野にぎわいづくり課長

今回、補正予算でお願いしております繰越しでございますが、渦の道につきましては海沿いの大鳴門橋に添架しているもので、さびとか塩害とか、かなり修繕が必要な状況に

なっております。今、何年かに分けて計画的に修繕を行っているところでございます。

今年度繰り越した額の予定につきましては、橋梁^{りょう}の修繕工事、特に塗装工事、再塗装するような工事とか、あと斜めパネルといたしまして、足元が窓ガラスになっていて見ていただくところはかなり腐食が進んでいる部分がございます。安全を考えまして補強でございますとか、そういった部分の予算となっております。渦の道はかなり大きな施設で、修繕にも足場を組んだり非常に難しいところもございますので、こういった大きな予算となっているところでございます。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時43分）